

令和8年度山県市公有財産の利活用に係るマッチング等支援業務委託仕様書

【企画提案募集に関する事項】

1. 業務の目的

山県市では、長期的な視点をもって、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組み、公共施設の最適化及び有効活用を図るため、「山県市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、個別施設の管理方針を掲げ、公共施設のマネジメントを実践している。

令和6年度より新たな活用（貸付・売却・ネーミングライツ等）が可能と考えられる公有財産（土地、建物）について、民間事業者、個人事業主、団体、個人（以下「民間事業者等」という。）に向けた利活用提案を募集する事業を、計3回（第1次募集～第3次募集）行ったが、提案件数は伸び悩んでいた。

本業務は、計3回の募集事業の経緯、課題等を踏まえ、民間事業者等から新たな提案募集がなされる仕組みづくりや、より多くの民間事業者等の参加を促進させるマッチング等支援を目的に実施する。

2. 業務の名称

令和8年度山県市公有財産の利活用に係るマッチング等支援業務委託

3. 業務対象とする公有財産の範囲

山県市が所有する公有財産（参考：別紙1は3回目に実施した利活用対象物件一覧）

4. 業務期間

契約締結の日～令和9年3月25日（事業の進捗により翌年度へ繰り越しの可能性有り）

5. 企画提案募集内容

これまでに実施した計3回の支援業務を踏まえた、先進性がありかつ効果的な第4次募集に係る企画提案

6. 企画提案募集内容（業務内容）

これまでに実施した計3回の募集事業の経緯、課題等（別紙2参照）を踏まえ、

- ・利活用が可能と考えられる公有財産の効果的な提案募集に関する支援
- ・民間事業者等と山県市とのマッチング支援
- ・民間事業者等と山県市との各種契約締結（売買・賃借等）に向けた支援
- ・その他本事業に関する効果的な支援

について、次の行程を踏まえ遂行するものとする。

(1) 計画準備

業務内容を把握するとともに作業工程、仕様の確認・検討を行い、業務計画書を作成する。

(2) 募集内容及び募集対象等の整理

計3回の課題等を鑑み、実効性の高い利活用促進可能な募集内容及び募集対象を分析する。

(3) 実施要領等の作成支援

前項の整理を踏まえ、実施要領、実施要領に係る様式集、物件位置図及び物件調書等を作成する。なお、実施要領とは民間事業者等が有するノウハウや資源を最大限発揮できるよう、民間事業者等から市公有財産の有効活用に係わる自由な発想による提案を募集するための要領とする。

(4) 効果的な募集情報の発信

募集内容を広く周知させるための効果的なプロモーション活動を検討し実施する。

(5) 審査基準書の作成

募集に係る審査基準書の作成を行う。審査基準に際しては、山県市の政策効果に配慮した基準作成を行うこと。

(6) 業務報告書の作成

前項までの業務結果を整理し、報告書に取り纏める。

【契約後に実施する内容】

7. 打合せ協議

業務の適正な遂行を図るため、発注者と密接な連絡を取り、その都度打合せ記録簿を作成し相互に確認する。打合せは、業務着手時、中間（必要に応じ適宜）、成果品納入時を予定する。

8. 成果品

成果品の内容は、以下のとおりとする。

- ・業務報告書（A4版 ドッジファイル製本） 2部
- ・電子データ（CD-R） 1部
- ・その他監督員が指示する資料

9. 関係法令の遵守

本業務の実施にあたり、山県市公契約基本条例（令和8年山県市条例第7号）のほか、労働、安全、交通、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

10. 業務実施体制

本業務では、複数の施設の可能性調査を行い、今後の方向性等を多様な観点から整理することが必要であるため、受託者は公共施設の可能性調査及び跡地活用に十分な知識と経験を有する技術者を配置し、適正な人員と体制を整え組織的なフォローアップ体制を構築しなければならない。

11. 業務実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、市の指示に誠意をもって適正に対応すると共に、業務の円滑な実施に務めること。
- (2) 受注者は、契約締結後に事業計画を作成し、市と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は本業務の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

12. 検査

- (1) 受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受託者等立会いのもとに委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

13. 秘密保持

受注者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

14. その他実施上の留意点

- (1) 本事業の実施に必要な法的手続きを適切に対応すること。
- (2) 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は市に帰属する。
- (3) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託の先の行為について全責任を負うこと。
- (4) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (5) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、山口市と受注者双方による協議のうえ決定する。